

オンライン申請留意事項（宅建士）

1. 宅地建物取引士資格登録申請.....	2
2. 宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請.....	3
3. 宅地建物取引士証書換え交付申請.....	4
4. 宅地建物取引士の登録移転申請（転出）.....	5
5. 宅地建物取引士証の交付申請書.....	6
6. 宅地建物取引士証の再交付申請書.....	8
7. 宅地建物取引士の死亡等届出.....	10
8. 宅地建物取引士の登録消除申請.....	11
添付書類送付票	12
山口県収入証紙送付票.....	14

1. 宅地建物取引士資格登録申請

宅地建物取引業法

宅地建物取引士の登録申請【宅建】

2024/01/01 2100/03/31

全てのアカウント



※電子申請システム（eMLIT）申請画面

■ 入力全般

- 常用漢字以外の文字が使われている場合は、「外字入力有」にチェックを入れてください。

■ 基本情報

- 提出先（組織区分）は「都道府県（共通）」を選択してください。
- 提出先（組織）は「山口県庁」を選択してください。

■ 手続名：宅地建物取引士の登録申請【宅建】

- (j)合格証書の添付は不要です。
- 必要書類は[宅地建物取引士資格登録申請等の手引き](#) P3 を併せて確認してください。

■ 申請情報

- 申請先（都道府県）は「山口県」を選択してください。
- 申請先は「山口県住宅課民間住宅支援班」を選択してください。

■ 手数料納付確認

- 「やまぐち電子申請サービス」を利用し、電子納付してください。

■ 添付ファイル

- 住基ネットでの確認を導入していないため、「住民票については住基ネットを希望する」にチェックを入れないでください。

■ その他

- 登録に1か月程度かかります。合格後1年以内に宅建士証交付申請をされる予定の方は余裕を持って申請してください。

2. 宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請

宅地建物取引業法	宅地建物取引士資格登録簿の変更登録申請【宅建】	2024/01/01 2100/03/31	全てのアカウント
----------	-------------------------	-----------------------	----------

※電子申請システム（eMLIT）申請画面

■ 入力全般

- 常用漢字以外の文字が使われている場合は、「外字入力有」にチェックを入れてください。

■ 基本情報

- 提出先（組織区分）は「都道府県（共通）」を選択してください。
- 提出先（組織）は「山口県庁」を選択してください。

■ 手続名：宅地建物取引士資格登録簿の変更登録申請【宅建】

- (a)宅地建物取引士証の返納方法は次ページでご案内しています。該当の方のみご確認ください
- (f)入社証明書は在職証明書でも対応可能です。
- (h)退職証明書等,(i)出向解除証明書の添付は不要です。
- 必要書類は[宅地建物取引士資格登録申請等の手引き](#) P10 を併せて確認してください。

■ 申請情報

- 申請先（都道府県）は「山口県」を選択してください。
- 申請先は「山口県住宅課民間住宅支援班」を選択してください。

■ 申請時の「宅地建物取引士の登録番号」

- 宅地建物取引士の登録番号（都府県コード）は「35 山口県」を選択してください。

■ 添付ファイル

- 住基ネットでの確認を導入していないため、「住民票については住基ネットを希望する」にチェックを入れないでください。

3. 宅地建物取引士証書換え交付申請

宅地建物取引業法	宅地建物取引士証の書換え交付申請【宅建】	2024/01/01 2100/03/31	全てのアカウント
----------	----------------------	-----------------------	----------

※電子申請システム（eMLIT）申請画面

■ 入力全般

- 必ず宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請を行った後に申請してください。（電子申請システム（eMLIT）で申請ができます。）
- 常用漢字以外の文字が使われている場合は、「外字入力有」にチェックを入れてください。

■ 基本情報

- 提出先（組織区分）は「都道府県（共通）」を選択してください。
- 提出先（組織）は「山口県庁」を選択してください。

■ 申請情報

- 申請先（都道府県）は「山口県」を選択してください。
- 申請先は「山口県住宅課民間住宅支援班」を選択してください。

■ 申請時の「宅地建物取引士の登録番号」

- 宅地建物取引士の登録番号（都府県コード）は「35 山口県」を選択してください。

■ 添付ファイル

- 宅地建物取引士証または顔写真（裏面に氏名を記載）は[添付書類送付票](#)を添えて山口県住宅課民間住宅支援班に郵送してください。

4. 宅地建物取引士の登録移転申請（転出）

宅地建物取引業法	宅地建物取引士の登録移転申請 【宅建】	-	2024/01/01 2100/03/31	 全てのアカウント	
----------	------------------------	---	-----------------------	--	---

※電子申請システム（eMLIT）申請画面

山口県に転入される方は、現在登録を受けている（移転前の）都道府県に申請をしてください。

■ 入力全般

- 移転先の都道府県が電子申請に対応しているかご確認の上、申請を行ってください。
- 常用漢字以外の文字が使われている場合は、「外字入力有」にチェックを入れてください。

■ 基本情報

- 提出先（組織区分）は「都道府県（共通）」を選択してください。
- 提出先（組織）は「山口県庁」を選択してください。

■ 申請情報

- 申請先（都道府県）は「山口県」を選択してください。
- 申請先は「山口県住宅課民間住宅支援班」を選択してください。

■ 移転前の「宅地建物取引士の登録番号」

- 宅地建物取引士の登録番号（都府県コード）は「35 山口県」を選択してください。

■ 項番 12. 移転に関する事項

- 移転前の都道府県知事は「35 山口県」を選択してください。

■ 添付ファイル

- 必要書類は移転先の都道府県にご確認ください。

5. 宅地建物取引士証の交付申請書

宅地建物取引業法	宅地建物取引士証の交付申請【宅建】	-	2024/01/01 2100/03/31	全てのアカウント	
----------	-------------------	---	-----------------------	----------	---

※電子申請システム（eMLIT）申請画面

■ 入力全般

- 常用漢字以外の文字が使われている場合は、「外字入力有」にチェックを入れてください。

■ 基本情報

- 提出先（組織区分）は「都道府県（共通）」を選択してください。
- 提出先（組織）は「山口県庁」を選択してください。

■ 手続名：宅地建物取引士証の交付申請【宅建】

- 必要書類は[宅地建物取引士資格登録申請等の手引き](#) P18～19 を併せて確認してください。

■ 申請者情報

- 申請者住所について、居所登録（住民票の住所と別の場所に居住している旨の登録）を行っている場合、居所を記載してください。
※登録を行っているが、居所登録の必要がなくなった方については、山口県庁住宅課までお申し出ください。

■ 申請情報

- 申請先（都道府県）は「山口県」を選択してください。
- 申請先は「山口県住宅課民間住宅支援班」を選択してください。

■ 手数料納付確認

- 「やまぐち電子申請サービス」を利用し、電子納付してください。

■ 添付ファイル

- 顔写真 1 枚（裏面に氏名を記載）は[添付書類送付票](#)を添えて山口県住宅課民間住宅支援班に郵送してください。
※ eMLIT で添付した写真と同じ写真を送付してください。ただし、大きさは縦 3cm×横 2.4cm（顔の大きさ 2cm 程度）としてください。

その他顔写真についての詳細は「山口県宅地建物取引士資格登録申請等の手引き」をご確認ください。

- ※ 到着後誤って紛失する恐れがあるため、写真サイズの袋や封筒に入れた上で送っていただく等の対応をお願いいたします。

6. 宅地建物取引士証の再交付申請書

宅地建物取引業法

宅地建物取引士証の再交付申請【宅建】

2024/01/01 2100/03/31

全てのアカウント



※電子申請システム（eMLIT）申請画面

■ 入力全般

- 常用漢字以外の文字が使われている場合は、「外字入力有」にチェックを入れてください。

■ 基本情報

- 提出先（組織区分）は「都道府県（共通）」を選択してください。
- 提出先（組織）は「山口県庁」を選択してください。

■ 手続名：宅地建物取引士証の再交付申請【宅建】

- 必要書類は[宅地建物取引士資格登録申請等の手引き](#) P21 を併せて確認してください。

■ 申請者情報

- 申請者住所について、居所登録（住民票の住所と別の場所に居住している旨の登録）を行っている場合、居所を記載してください。
※登録を行っているが、居所登録の必要がなくなった方については、山口県庁住宅課までお申し出ください。

■ 申請情報

- 申請先（都道府県）は「山口県」を選択してください。
- 申請先は「山口県住宅課民間住宅支援班」を選択してください。

■ 届出内容（警察に届け出た場合）

- 警察に届け出た場合は記入してください。

■ 手数料納付確認

- 「やまぐち電子申請サービス」を利用し、[電子納付](#)してください。

■ 添付ファイル

- 顔写真（裏面に氏名を記載）は[添付書類送付票](#)を添えて山口県住宅課民間住宅支援班に郵送してください。

※到着後誤って紛失する恐れがあるため、写真サイズの袋や封筒に入れた上で送っていただく等の対応をお願いいたします。

7. 宅地建物取引士の死亡等届出

宅地建物取引業法	宅地建物取引士の死亡等届出【宅建】	2024/01/01 2100/03/31	 全てのアカウント	
----------	-------------------	-----------------------	--	---

※電子申請システム（eMLIT）申請画面

■ 入力全般

- 常用漢字以外の文字が使われている場合は、「外字入力有」にチェックを入れてください。

■ 基本情報

- 届出先（組織区分）は「都道府県（共通）」を選択してください。
- 届出先（組織）は「山口県庁」を選択してください。

■ 届出情報

- 届出先（都道府県）は「山口県」を選択してください。
- 届出先は「山口県住宅課民間住宅支援班」を選択してください。

■ 届出時の「宅地建物取引士の登録番号」

- 宅地建物取引士の登録番号（都府県コード）は「35 山口県」を選択してください。

■ 添付ファイル

- 必要書類は[宅地建物取引士資格登録申請等の手引き](#) P20～21 を併せて確認してください。
- 宅地建物取引士証をお持ちの方は[添付書類送付票](#)を添えて山口県住宅課民間住宅支援班に郵送してください。

8. 宅地建物取引士の登録消除申請

宅地建物取引業法	宅地建物取引士の登録消除申請 【宅建】	2024/01/01 2100/03/31	 全てのアカウント	
----------	------------------------	-----------------------	--	---

※電子申請システム（eMLIT）申請画面

■ 入力全般

- 常用漢字以外の文字が使われている場合は、「外字入力有」にチェックを入れてください。

■ 基本情報

- 申請先（組織区分）は「都道府県（共通）」を選択してください。
- 申請先（組織）は「山口県庁」を選択してください。

■ 申請情報

- 申請先（都道府県）は「山口県」を選択してください。
- 申請先は「山口県住宅課民間住宅支援班」を選択してください。

■ 宅地建物取引士の登録番号

- 宅地建物取引士の登録番号（都府県コード）は「35 山口県」を選択してください。

■ 添付ファイル

- 必要書類は[宅地建物取引士資格登録申請等の手引き](#) P21 を併せて確認してください。
- 上記必要書類の他に運転免許証等、顔写真の入った本人確認書類の写しを添付してください。
- 宅地建物取引士証をお持ちの方は[添付書類送付票](#)を添えて山口県住宅課民間住宅支援班に郵送してください。

（注）いったん登録が消除されると、再度登録する場合は、もう一度登録の申請からやり直すことになります。その場合、申請時点から過去 10 年以内に 2 年以上の実務経験があること、あるいは、登録実務講習を修了してから 10 年以内であることが必要となります。

添付書類送付票

※①～④を記入してください。

① eMLIT 文書番号 _____

② 申請者名 _____

※宅建業免許申請は業者名、宅建士資格登録申請は申請者の氏名
を記入してください。

③ 連絡先 _____

※電話番号またはメールアドレスを記入してください。

④ 添付する書類

※以下のチェックボックスの該当箇所に☑をしてください。

☐ 宅地建物取引業者免許証

☐ 宅地建物取引士証

☐ 顔写真

1 記入時の留意事項

- ・ ①eMLIT 文書番号は申請画面で確認してください。

🔍 このリストを検索...

全 5 件中 1～5 件を表示中

1ページあたりの表示件数: 10 ▼

☐	法令等 ▼	手続 ▼	申 ▼	法 ▼	ステータス ▼	申… ▼	🔍 ▼	経… ▼	最… ↓ ▼	編集
☐	eMLITマニュアル法	マニュアル用B手続	2024	S B…	審査完了	2024/0…	0000…	E-0000…	2024/0…	
☐	eMLITマニュアル法	マニュアル・教育用手続	-	S B…	地方支分部局の審査中	2024/0…	0000…	E-0000…	2024/0…	
☐	eMLITマニュアル法	マニュアル・教育用手続	-	S B…	都道府県の審査受付待ち	2024/0…	0000…	E-0000…	2024/0…	
☐	eMLITマニュアル法	マニュアル・教育用手続	-	S B…	(差戻) 申請待ち	2024/0…	0000…	E-0000…	2024/0…	
☐	eMLITマニュアル法	マニュアル・教育用手続	-	S B…	地方支分部局の審査受付待ち	2024/0…	0000…	E-0000…	2024/0…	

選択件数: 0 件

<前 1 次>

2 送付先

〒753-8501 山口県山口市滝町 1 - 1

山口県住宅課民間住宅支援班 宅建担当あて

※郵便書留等の記録が残る方法でご送付いただくことを推奨します。

山口県収入証紙送付票

※①～④を記入し、収入証紙を貼り付けてください。

①eMLIT 文書番号 _____

②申請者名 _____

※宅建業免許申請は業者名、宅建士資格登録申請は申請者の氏名
を記入してください。

③連絡先 _____

※電話番号またはメールアドレスを記入してください。

④申請種別

※以下のチェックボックスの該当箇所に☑をしてください。

- ☐ 宅地建物取引業免許申請（新規・更新）【26,500 円】
- ☐ 宅地建物取引士資格登録申請【37,000 円】
- ☐ 宅地建物取引士登録移転申請（転入）【8,000 円】
- ☐ 宅地建物取引士証交付申請（新規・更新・再交付）
【4,500 円】

山口県収入証紙貼り付け欄

（消印してはならない）

1 記入時の留意事項

- ①eMLIT 文書番号は申請画面で確認してください。

このリストを検索...										
全 5 件中 1~5 件を表示中					1ページあたりの表示件数:		10 ▼			
☐ 法令等	▼	手続	▼	申	▼	法	▼	ステータス	▼	編集
☐		eMLITマニュアル法	マニュアル用B手続	2024		S B...		審査完了		
☐		eMLITマニュアル法	マニュアル・教育用手続	-		S B...		地方支分部局の審査中		
☐		eMLITマニュアル法	マニュアル・教育用手続	-		S B...		都道府県の審査受付待ち		
☐		eMLITマニュアル法	マニュアル・教育用手続	-		S B...		(差戻) 申請待ち		
☐		eMLITマニュアル法	マニュアル・教育用手続	-		S B...		地方支分部局の審査受付待ち		
選択件数: 0 件										
<前 1 次>										

2 送付先

〒753-8501 山口県山口市滝町 1 - 1

山口県住宅課民間住宅支援班 宅建担当あて

※郵便書留等の記録が残る方法でご送付いただくことを推奨します。